

5 廊下

■ 基本的な考え方

廊下は、通行の妨げとなる段差や突出部をできる限り避けるとともに、十分な広さを確保して、障害者の方々の通行の安全に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

■ 整備基準

外部出入口から居室への出入口までの経路上の廊下で、次に掲げるものは、1以上を基準に適合させること。

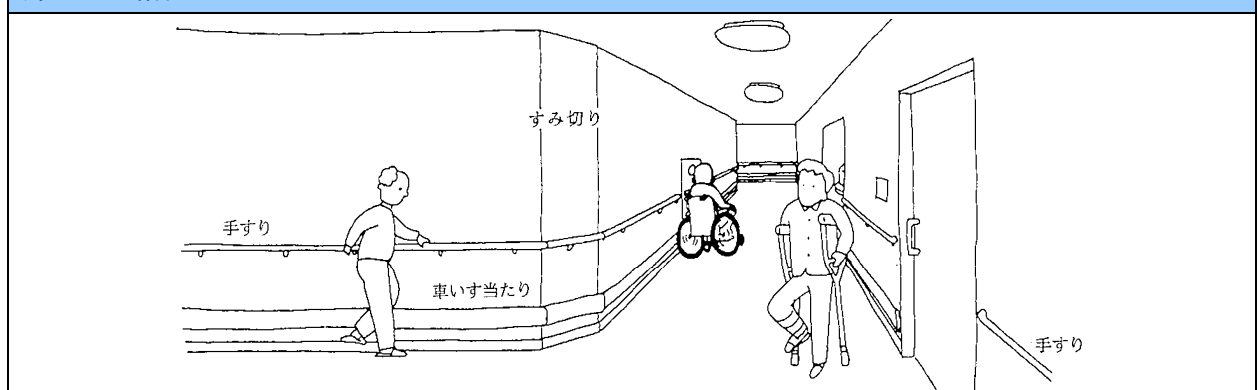
- 昇降機を設けている建築物の廊下
- 昇降機を設けていない建築物の直接地上へ通じる出入口のある階の廊下

- 1 有効幅員 ●廊下の有効幅員は 120cm 以上とする。
- 2 車椅子転回場所 ●廊下及び客用通路(以下「廊下等」という)の末端の付近及び 50m 以内ごとに、車椅子が転回することができる部分を設ける。
- 3 段差 ●廊下等に段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とし、上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
ただし、バリアフリー法施行令第11条第2号ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす構造とし、上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
- 4 床面仕上げ ●床面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
●外部出入口及び内部出入口並びに昇降機及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とする。
- 5 案内、誘導 ●外部出入口から受付等までの経路には、視覚障害者を誘導するための誘導用床材又は音声誘導装置その他これに代わる装置を設置する。
ただし、視覚障害者の誘導上支障が生じないように案内者が常駐する等の措置がなされている場合はこの限りでない。

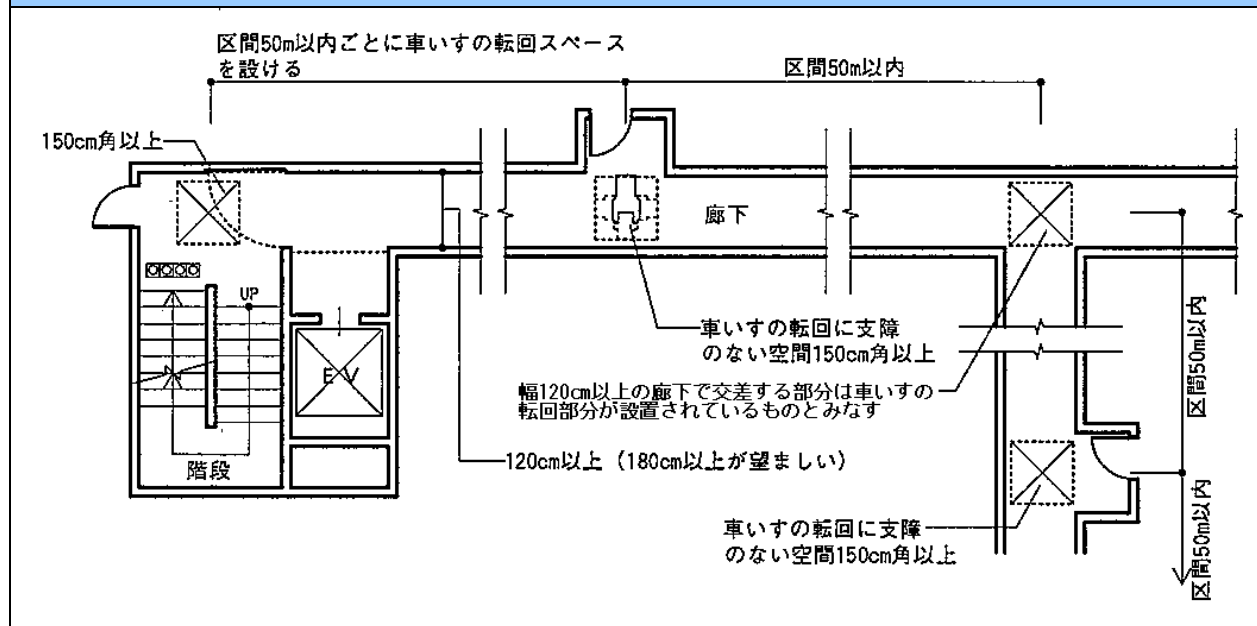
■ 誘導基準

- 1 有効幅員 ○主要な廊下等の有効幅員は、180cm 以上とすることが望ましい。ただし、端の近傍及び 50m以内ごとに 2 人の車椅子使用者がすれ違うことのできるスペースを設けている場所は、140cm 以上とすることができる。
- 2 床面仕上げ ○転倒に対して衝撃の少ない材料とすることが望ましい。ただし、カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるために避けること。
- 3 突出部 ○廊下に、突出部は避けることが望ましい。柱型、壁等の凹凸がある場合、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう措置することが望ましい。
○やむを得ず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突出部を 10cm 以下とすることが望ましい。
- 4 手すり ○福祉施設又は医療施設の廊下等には、手すりを設置することが望ましい。その他の施設にあっても必要に応じて設けることが望ましい。手すりの構造は以下のとおりとすることが望ましい。
(a) 手すりは連続して設ける。
(b) 握りやすい形状のもので、下側から支持する。
(c) 端部は下方向又は壁方向に曲げる。
(d) 出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を点字表示することが望ましい。
○両側に連続して設けることが望ましい。
○高齢者、障害者若しくは子どもの利用が多い施設では、手すりを 2 段とすることが望ましい。
○手すりは突出部にそって設けることが望ましい。
- 5 折れ曲り部 ○廊下等の交差部分及び折れ曲り部分は、すみ切りをすることが望ましい。
- 6 車椅子当たり ○床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。
- 7 照明 ○照明はむらなく明るくすることが望ましい。
- 8 ガラス ○衝突の恐れがある箇所には、安全なガラスを用いることが望ましい。
- 9 防火戸 ○防火戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望ましい。
○防火戸には段を設けない。

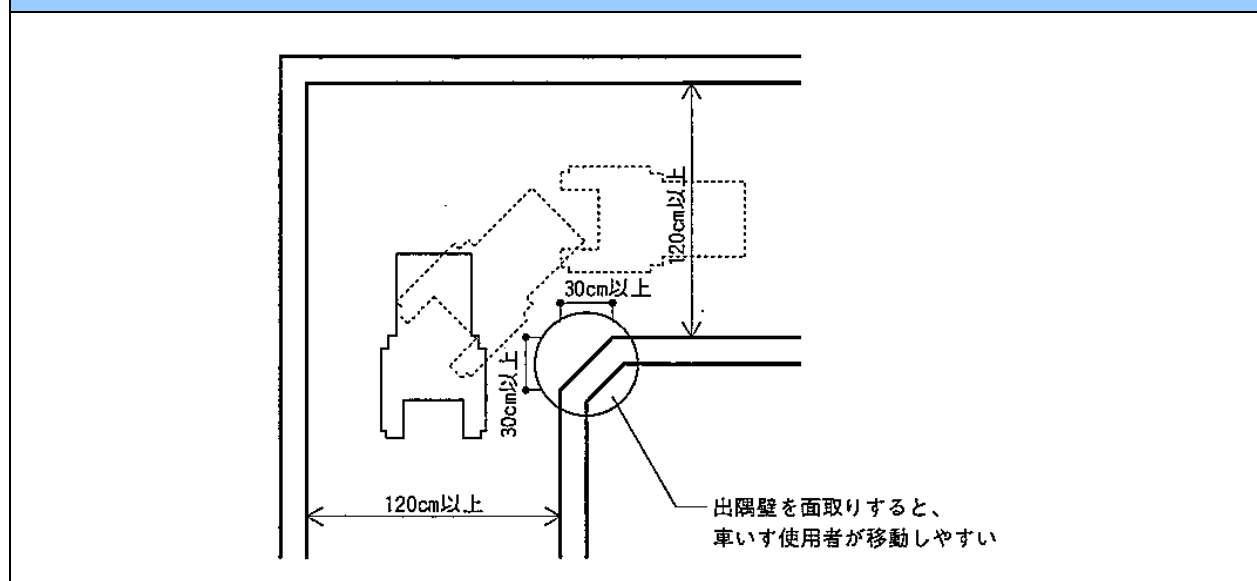
廊下の整備例



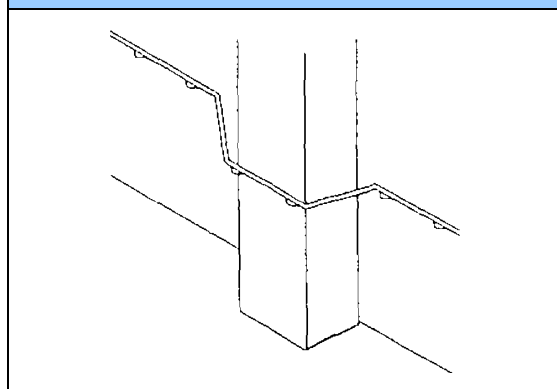
有効幅員及び車椅子転回部分の整備例



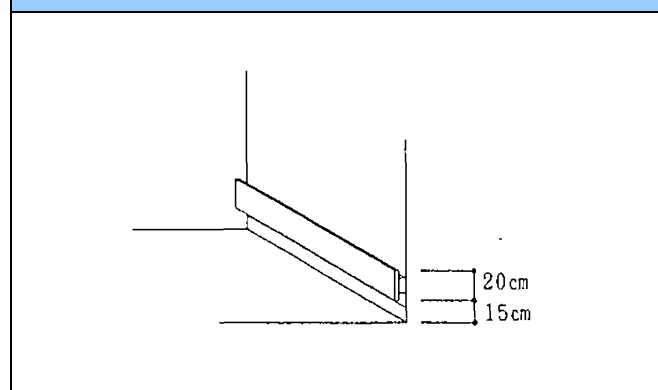
折れ曲がり部のすみ切りの例



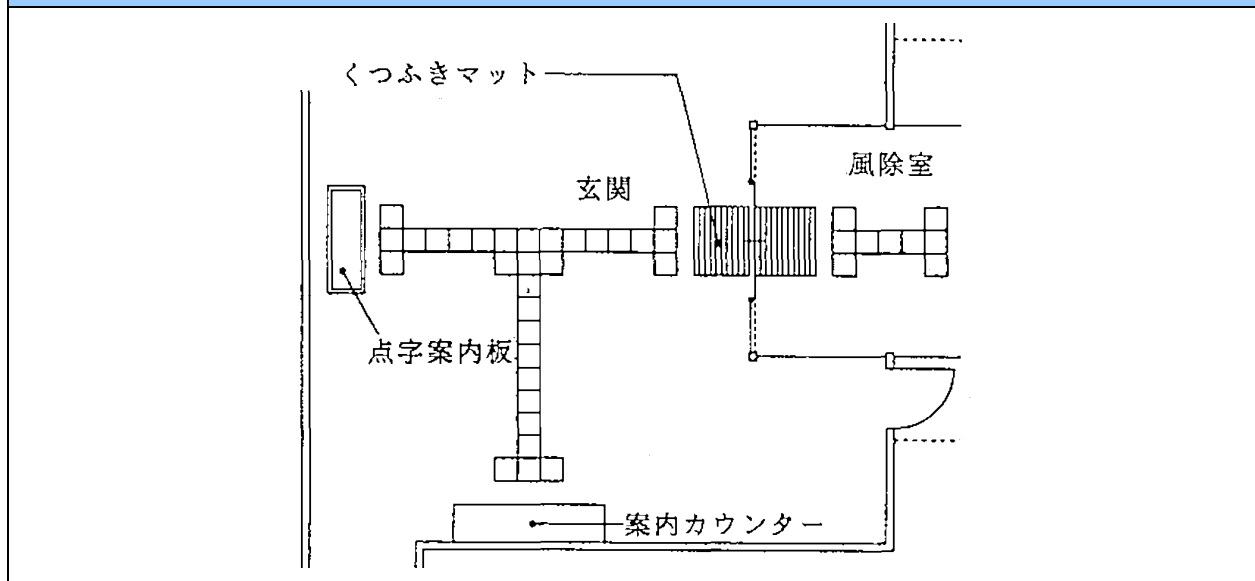
突出部分の手すりの例



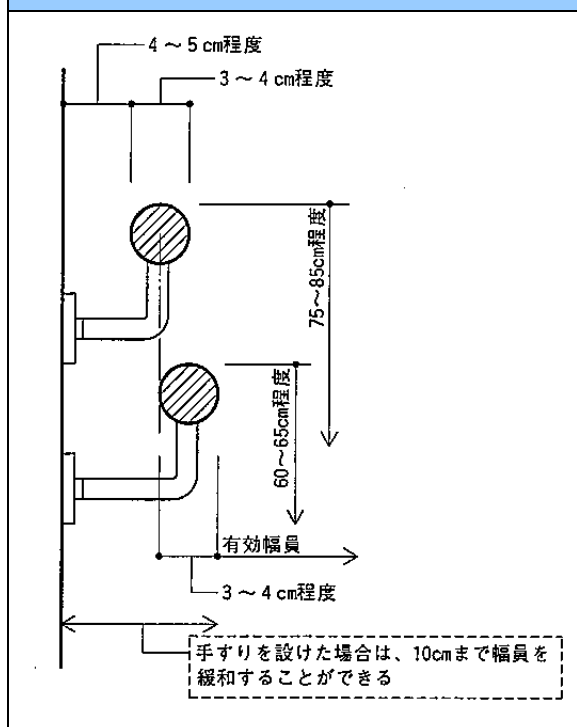
車椅子当たりの例



外部出入口から受付等までの整備例



手すりと有効幅員



壁面の配慮

